

「利根川・江戸川河川整備計画」における「治水対策に係る目標流量」について関係する住民や学識経験を有する者、関係都県よりいただいたご意見とそれに対する河川管理者の見解

本資料は、意見募集に対し関係する住民よりいただいたご意見や学識経験を有する者や関係都県よりいただいたご意見とそれに対する河川管理者の見解を示したものです。

なお、できるだけ分かりやすくご説明する観点から、いただいたご意見について、その観点や論点を整理したうえで、河川管理者の見解を示しております。

また、『利根川・江戸川において今後20～30年間に目指す安全の水準に対する意見募集について－「利根川・江戸川河川整備計画」における治水対策に係る目標流量に関する意見募集－』において無効とすることとお知らせしている意見につきましては、河川管理者の見解をお示ししておりません。

国土交通省 関東地方整備局

項目	番号	いただいたご意見の概要	河川管理者の見解
安全の水準について	1－1	今後20～30年間で目指す安全の水準について 《「目指す安全の水準」は過大であるというご意見》 ・人口・資産の集中を理由に他の地域よりも安全度を高くすることは公正さを欠き、実現性も疑問である。 ・近年60年間、利根川・江戸川の堤防が破堤したことはなく、目標は過大である。 ・高すぎる目標は、住民の防災意識を希薄にする。 《「目指す安全の水準」は妥当であるというご意見》 ・氾濫域の人口・資産の集中から考えると、他の河川より相対的に高い安全の水準とするのは妥当である。 ・最低でも実績洪水17,000m3/sを目指すべきであり、実現可能な目標として妥当である。 《「目指す安全の水準」は過小であるというご意見》 ・氾濫域に我が国の政治・経済の中核機能が集中した地域を含んでおり、より高い安全の水準にすべき。 ・この地域で被害が生じると国家的に損失であり、世界に影響を与えることから、この安全の水準では国家としての信用を失いかねない。 ・戦後最大のカスリーン台風なみの洪水規模を目標とすべき。	・全国のいわゆる直轄管理区間の河川整備計画においては、戦後最大の洪水を安全に流下させることを目標として目標流量を設定していることが多く、その結果として、河川整備計画の目標流量の規模は概ね年超過確率1/20～1/70の範囲となっており、 ・「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画(大臣管理区間)」(以下「利根川・江戸川河川整備計画」という。)において目指す治水安全度は、首都圏を抱える利根川水系の社会・経済的重要性を考慮し、全国の他の直轄河川における水準(概ね年超過確率1/20～1/70の範囲)と比較した場合に、相対的に高い水準(少なくとも1/70～1/80程度以上の安全の水準)を確保することが適切であると考えています。 ・この考え方に基づき、河川整備の実現可能性等を考慮して検討を行い、「利根川・江戸川河川整備計画」において目指す治水安全度(八斗島地点)を年超過確率1/70～1/80と設定することが妥当であると考えます。この年超過確率1/70～1/80に相当する流量(「治水対策に係る目標流量(案)」)を算出すると、17,000m3/sになりました。
	1－2	近年60年間の最大実績流量を目標とすべきというご意見について ・過去60年間、利根川の最大洪水実績流量は八斗島地点で約10,000m3/sであり、これに余裕を見た12,000～13,000m3/sを目標流量にすべき。 ・治水安全度から決めるのではなく、最近60年間の最大洪水実績流量を目標流量にすべき。	・近年60年間を昭和26年から平成22年と仮定すると、その間の基準地点八斗島における実績流量(ダム・氾濫戻し流量)の最大値は平成10年の10,590m3/sとなります。 ・「近年60年間の最大実績流量を目標流量とすべき」との旨のご指摘ですが、実績流量(ダム・氾濫戻し流量)である10,590m3/sを年超過確率で示すと概ね1/20～1/30です。 ・また上記流量に余裕を見て「12,000～13,000m3/sを目標流量とすべき」との旨のご指摘については、同様に13,000m3/sを年超過確率で示すと概ね1/30～1/40です。 ・今後20～30年間で目指す安全の水準に関しては、項目番号1－1で述べたとおり、首都圏を抱える利根川水系の社会・経済的重要性等を考慮し、年超過確率1/70～1/80と設定することが妥当であり、ご指摘の「10,000m3/s～13,000m3/s」を目標流量とすることは適切ではないと考えています。
	1－3	治水安全度を設定することについて ・治水安全度を設定する方法は、その安全度に見合う洪水までは災害を防止するが、それを超える洪水に対しては対応できないため、やめるべき。 ・治水安全度を設定する方法ではなく、想定外の洪水に対して壊滅的な被害を防止することを目標とすべき。 ・治水計画のプロセスは、目標流量を決定し、その後施設計画を決めるというもののしか今のところない。	・河川の整備は、限られた費用と時間の制約の中で計画的に進め、他事業との計画調整等を図る必要があり、定量的な整備目標を定めて段階的に整備を行うことが不可欠と考えます。 ・また、計画規模を上回る洪水等及び整備途上段階での施設能力以上の洪水等が発生した場合においても、自助・共助・公助の精神のもと、関係機関と連携し、住民等の生命を守ることを優先とし、被害の最小化を図るため、「利根川・江戸川河川整備計画(原案)」においては、超過洪水対策や危機管理対策、地域における防災力の向上のための方策等についても検討を行い、記載しております。
	1－4	第4回利根川・江戸川有識者会議で示した治水安全度1/50と今回示した安全の水準1/70～1/80が異なることについて ・これまで治水安全度を1/50、目標流量を15,000m3/sと示していたが、なぜ異なる目標を示すのか。 ・これまで示していた治水安全度1/50から高くする必要はない。	・これまで「利根川・江戸川河川整備計画」を検討してきた過程で、第4回利根川・江戸川有識者会議(平成20年5月)において「現在の利根川水系の治水安全度の状況を考慮し、概ね1/50の洪水を安全に流下させるように河道の整備と洪水調節施設の整備をバランスよく行うことを考えている」との旨を示しました。 ・その後いただいた流域の地方公共団体等からのご意見、ご要望を踏まえつつ検討を行い、項目番号1－1で述べた考え方で、「利根川・江戸川河川整備計画」において目指す治水安全度(八斗島地点)を年超過確率1/70～1/80、治水対策に係る目標流量を17,000m3/sとすることが適切と考え、その考えをお示しした上で、河川法の趣旨に沿って、関係する住民、学識経験者、関係都県から意見を聴いてきました。 ・なお、平成18年から平成20年までの間、関東地方整備局においては、利根川・江戸川河川整備計画の策定に係る様々な検討を行っており、例えば、個別施設の配置に関する検討を行う際に、対象洪水の選定の目安として15,000m3/sを用いたことはありますが、目標流量の案として流量を提示した事実はありません。
	1－5	現状の利根川の流下能力について ・現状の利根川・江戸川の安全の水準を明確にすべき。 ・八斗島付近の流下能力は計画高水流量規模(16,500m3/s)を有している。	・現在の利根川における八斗島地点を含む一連の区間の流下能力(河道)を年超過確率で示すと、概ね1/30～1/40となります。 ・なお、ご指摘のとおり、八斗島地点における現在の流下能力(河道)は、16,500m3/sを有しています。

項目	番号	いただいたご意見の概要	河川管理者の見解
安全の水準について	1－6	カスリーン台風の実績流量について ・カスリーン台風の実績流量は約15,000m3/sであり、目標流量17,000m3/sは過大である。 ・カスリーン台風の実績流量を確認する材料として、過去の水害経験についても調査すべき。	・「カスリーン台風の実績流量は約15,000m3/s」との旨のご指摘ですが、昭和22年9月洪水(カスリーン台風)において、八斗島上流の3地点においてピーク流量付近の流量観測が行われており、この観測流量を流下時間の時間差を考慮して重ね合わせた八斗島地点における最大流量の推定値は17,000m3/sです。なお、氾濫等により相当量の浸水が生じていたと推定される状態の流量です。 ・今後20～30年間で目指す安全の水準に関しては、項目番号1－1で述べたとおり設定することが妥当と考えます。 ＜補足＞ ・第5回利根川・江戸川有識者会議(平成24年9月25日)後に、阪田委員からの「過去の水害経験についても調査することが必要だと思われる」旨の指摘を受け、水害経験に関してこれまで調査等を行ってきた取り組みの例【資料-3の5、6頁】を第6回利根川・江戸川有識者会議においてお示しました。
	1－7	目標流量がカスリーン台風の実績流量を下回ることについて ・整備目標がカスリーン台風の実績を下回ることとは不安である。	・全国のいわゆる直轄管理区間の河川整備計画においては、戦後最大の洪水を安全に流下させることを目標として目標流量を設定していることが多く、その結果として、河川整備計画の目標流量の規模は概ね年超過確率1/20～1/70の範囲となっています。 ・利根川の場合には、戦後最大洪水は昭和22年9月カスリーン台風となり、大きな被害が発生した近年の洪水に対する再度災害防止という観点からは同洪水規模を目標とすべきと考えられますが、同洪水の流量は約21,100m3/s(項目番号2－2参照)と推定され、長期的な視野に立って定める河川整備の最終目標である河川整備基本方針規模(1/200)の整備水準を20～30年間で達成することを目指すこととなり、現実的には不可能と考えられます。 ・今後20～30年間で目指す安全の水準に関しては、項目番号1－1で述べたとおり設定することが妥当と考えます。
安全の水準と目標流量の関係について	2－1	目標流量17,000m3/sの算出方法について ・治水安全度1/70～1/80は目標流量17,000m3/sに相当するとしているが、科学的根拠はなく、恣意的な計算によるものである。 ・基本高水流量の算出に使用した流出計算モデルは、流量が過大に算出されるため問題である。 ・目標流量の算出方法については日本学術会議で、学術的な評価がなされている。 ・利根川の基本高水の検証の結果を踏まえた適正な計算方法で算出されたものである。	・八斗島地点における年超過確率1/70～1/80に相当する流量(「治水対策に係る目標流量(案)」)を算出すると17,000m3/sになります。 ・これは、利根川の基本高水の検証を行い、データを点検した上で、新たな流出計算モデルを構築し、この新たな流出計算モデル等を用いて、昭和55年の工事実施基本計画改定時と同様に、確率流量(総合確率法)の試算等を行いました。この過程で、八斗島地点におけるピーク流量とその年超過確率の関係を求めており、これを用いて上述の17,000m3/sを求めています。 ・なお、利根川の基本高水の検証については、国土交通省が自ら行いましたが、学術的な評価を日本学術会議に平成23年1月に依頼し、9月に同会議から回答が示されました。また、国土交通省が行った利根川の基本高水の検証については、「利根川の基本高水の検証について」としてとりまとめ、公表してきています。
	2－2	流出計算モデルと実績流量の差について ・昭和22年9月洪水は実績流量17,000m3/sとしているが、流出計算モデルで再現すると21,100m3/sとなるのはなぜか。 ・流出計算モデルを用いて求めた流量と実績流量の乖離を説明できていない。	・「カスリーン台風の実績流量は17,000m3/s」との旨のご指摘ですが、昭和22年9月洪水(カスリーン台風)において、八斗島上流の3地点においてピーク流量付近の流量観測が行われており、この観測流量を流下時間の時間差を考慮して重ね合わせた八斗島地点における最大流量の推定値は17,000m3/sです。なお、氾濫等により相当量の浸水が生じていたと推定される状態の流量です。 ・一方、「カスリーン台風をモデルで再現すると21,100m3/s」との旨のご指摘ですが、利根川の基本高水の検証において新たに構築した流出計算モデルを用いて、データ点検後の実績雨量から、全て河道を流下すると仮定し、八斗島地点におけるピーク流量を求めると、約21,100m3/sとなります。
	2－3	総合確率法について ・総合確率法は科学性が疑われており、治水安全度に対して目標流量は過大である。 ・雨量確率と流量確率が1:1に対応する仮定が不適切なので目標流量は過大である。	・「利根川・江戸川河川整備計画」における治水対策に係る目標流量(案)17,000m3/sは、利根川の基本高水の検証において求めた項目番号2－1第2段落で述べた関係を用いて求めています。 ・総合確率法は、流域の過去の代表降雨波形ごとに任意のピーク流量が生じる雨量に対する超過確率を算出し、その超過確率と降雨波形の生起確率の積を求め、すべての降雨波形にわたって加算してそのピーク流量の超過確率とし、様々なピーク流量の超過確率を求め、その関係から計画規模相当の確率流量を算定しています。 ・なお、利根川の基本高水の検証については、項目番号2－1第3段落で述べたとおり、国土交通省が自ら行いましたが、学術的な評価を日本学術会議に平成23年1月に依頼し、9月に同会議から回答が示されました。また、国土交通省が行った利根川の基本高水の検証については、「利根川の基本高水の検証について」としてとりまとめ、公表してきています。

項目	番号	いただいたご意見の概要	河川管理者の見解
安全の水準と目標流量の関係について	2－4	近年60年間の実績流量を用いて確率計算を行うと17,000m3/sは過大であるというご意見について ・戦後の森林荒廃時の洪水を除いた過去の実績流量を統計処理すれば、統計手法で計算結果は異なるが、平均をとると約13,000m3/sとなる。 ・過去60年(昭和26年～平成22年)の観測流量をもとに統計処理をすれば1/200流量でさえ、15,654m3/sに過ぎない。 ・第5回利根川・江戸川有識者会議資料3-3のP31の八斗島の流量確率計算結果図で、引かれている線が右上の1点によって大きく影響を受けている。これがないとした場合と、これを17,000m3/sと入れ替えた場合の流量確率線を引き、それぞれの年超過確率1/70～1/80 の流量を提示してほしい。 ・統計期間を観測値のない期間を含む昭和11年から平成19年と設定して計算しているため過大である。	・「利根川・江戸川河川整備計画」における治水対策に係る目標流量(案)17,000m3/sは、項目番号2－1で述べた方法により求めています。 ・なお、基準地点八斗島上流域の時間雨量データが入手できた昭和11年以降のデータを用いて、基準地点八斗島について、年最大流量標本による流量確率の試算等を行うと、次のとおりです。 ① 統計期間が昭和11年～平成19年の72カ年の場合、1/200年超過確率の流量は18,402m3/s～26,817m3/sと推定されます。これについては、社会資本整備審議会河川分科会(第44回)資料として公表しています。 ② また、1/80年超過確率の流量について、①と同様に試算すると14,879m3/s～19,855m3/sとなります。 ＜補足1＞ ・第5回利根川・江戸川有識者会議(平成24年9月25日)資料-3-3 31頁の図は、昭和11年～平成19年の72年間における年最大流量データを標本として検討を行っています。第5回利根川・江戸川有識者会議後に、大熊委員からの依頼を受けて、第5回利根川・江戸川有識者会議資料-3-3 31頁の図について、昭和11年～平成19年の72年間における年最大流量データのうち、昭和22年の年最大流量データを除いた71個の年最大流量データを用いて、71年間における年最大流量データを標本とすることとして、社会資本整備審議会河川分科会(第44回)資料1-4に示す方法と同様の方法で試算したもの【資料-3の28頁】を第6回利根川・江戸川有識者会議でお示しました。 ・なお、データを除くことに関して学術的な考察や治水計画の検討手法としての適否の考慮等は行っていません。 ＜補足2＞ ・第5回利根川・江戸川有識者会議(平成24年9月25日)資料-3-3 31頁の図は、昭和11年～平成19年の72年間におけるダム・氾濫戻し流量の年最大流量データを標本として検討を行っています。ここでは、第5回利根川・江戸川有識者会議後に、大熊委員からの依頼を受けて、第5回利根川・江戸川有識者会議資料-3-3 31頁の図について、昭和22年のダム・氾濫戻し流量の年最大流量データである21,100m3/sを17,000m3/sに入れ替え、72個の流量データを標本として、社会資本整備審議会河川分科会(第44回)資料1-4に示す方法と同様の方法で試算したもの【資料-3の29頁】を第6回利根川・江戸川有識者会議でお示しました。 ・なお、データを入れ替えることに関して学術的な考察や治水計画の検討手法としての適否の考慮等は行っていません。
その他について	3－1	治水対策に係る目標流量に関する意見聴取を行うことについて ・流域住民の安全を守るために必要な対策についての議論がまず必要であり、意見募集を撤回すべき。 ・関係住民からの意見聴取の方法は有識者会議の意見を聴いてから決めるべき。 ・治水対策にかかる目標流量だけで意見募集することは不適切である。 ・目標流量への意見だけ求められても判断できない。 ・具体の施設計画と合わせて意見募集を行うべき。 ・目標流量を先に決めるということは法律に基づくものなのか。	・「利根川・江戸川河川整備計画」の策定にあたっては、「ハッ場ダム建設事業に関する対応方針(平成23年12月22日)」で「河川整備計画相当の目標流量」について改めて検証を行うこととされていることを踏まえ、河川整備計画の策定プロセスをより丁寧に進めていく観点から、まずは、今後20～30年間で目指す安全の水準について、河川管理者の考え方をお示して関係する住民の皆様からご意見を募集したものです。 ・いただいたご意見から得られた論点及びそれに対する河川管理者の見解を整理した上で、それらの情報をもとに、学識経験を有する者や関係都県のご意見を聴いて、今後20～30年間で目指す安全の水準に対応する「治水対策に係る目標流量」を設定しました。 ・なお、「利根川・江戸川河川整備計画(原案)」における具体的な施設計画等については、この目標流量に基づいて検討したものです。
	3－2	治水対策に係る目標流量の実現可能性について ・目標流量の議論は、施設整備費用など投資規模を考慮して議論すべき。 ・今後の社会資本をメンテナンス、維持更新するコストを考慮した、現実的な目標流量を設定すべき。	・利根川・江戸川河川整備計画の目標流量(案)は、まずは、利根川水系の重要性を考慮して河川が有すべき安全の水準を設定することが適切であるとの観点から、具体的な施設計画の提示に先立ちお示しているものです。この際には、現在の投資規模の状況に考慮し、現実的に達成不可能な目標とならないように河川整備の実現可能性を考慮しています。 ・なお、河川の維持管理を行うにあたっては、新技術の活用の可能性を検討するとともにコスト縮減に努めることとしています。
	3－3	ハッ場ダム等の事業を正当化しようとしているというご意見について ・過大な目標流量を設定して、過剰な河川施設の建設を進めようとしている。 ・目標流量17,000m3/sはハッ場ダムの治水効果を既成事実化するためのものとなっている。	・今後20～30年間で目指す安全の水準や治水対策の目標流量(案)に関しては、項目番号1－1で述べたとおり設定することが妥当と考えます。 ・利根川・江戸川河川整備計画の目標流量(案)は、まずは、利根川水系の重要性を考慮して河川が有すべき安全の水準を設定することが適切であるとの観点から、具体的な施設計画の提示に先立ちお示しているものです。その際には、現実的に達成が不可能な目標とならないように河川整備の実現可能性を考慮していますが、何らかの具体的な施設の整備を前提とはしていません。 ・なお、ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討の過程においては、河川整備計画相当の目標流量である17000m3/sに対して、洪水調節施設による洪水調節を行った上で、計画高水位以下の水位で安全に洪水を流下させるような治水対策案として、ハッ場ダムを含む対策案以外の治水対策案についてもお示しています。

項目	番号	いただいたご意見の概要	河川管理者の見解
その他 について	3－4	意見募集における資料の表現について ・専門用語が並べられており理解の妨げになっている。 ・安全の水準を年超過確率という表現で示すことは分かりづらい。	・意見募集に関する資料においては、利根川・江戸川において今後20～30年間で目指す安全の水準の考え方について必要な内容をできる限りわかりやすく記述するよう努めてきたところです。
	3－5	利根川・江戸川有識者会議の委員・運営方法などについて ・第三者機関での冷静な研究と判断が必要。 ・有識者会議は公開で行い、情報を公表することが重要。 ・利根川の有識者会議の委員は、ダム事業推進を求める委員が多数を占めることから、意見を異とするものを入れるべき。 ・利根川の有識者会議の委員に、住民も加えるべき。 ・河川法改正の大きな意義である「関係住民の参加」を反映させるため、有識者会議で住民意見を聞くべき。 ・有識者会議は国土交通省から独立して意思判断が出来る組織であるべき。 ・会議終了後に会場で会見を要望する委員が同席した記者会見の場を設けるべき。 ・有識者会議は学識者が意見を述べる場であり、行政はその意見をもとに判断すべき。	・河川整備計画の案の作成段階において、学識経験者から意見を聴き、第三者的な立場から当該計画の内容について自らの専門的知見をもとに評価等を行っていただくこととしております。 ・「利根川・江戸川河川整備計画(案)」を作成するにあたっては、学識経験を有する者等の意見を聴く場として「利根川・江戸川有識者会議」を設置しています。 ・「利根川・江戸川有識者会議」については、利根川・江戸川有識者会議規約等に基づき運営してきており、今後とも規約等に基づき適切に運営していきます。 ・「利根川・江戸川有識者会議」は原則公開としており、会議で委員に配布された資料は、貴重種存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、ホームページにて公表することとしてきています。 ・「利根川・江戸川有識者会議」の委員については、利根川・江戸川に関する学識や知見を有しておられ、河川整備計画策定に当たって意見を聴くのにふさわしいと考える方を選定することとしてきており、「ハッ場ダム建設事業に関する対応方針(平成23年12月22日)」で「河川整備計画相当の目標流量」について改めて検証を行うこととされていることを踏まえ、利根川水系の洪水流出に関する分野の学識経験者として、今回新たに3名の委員に加わっていただきました。 ・「利根川・江戸川有識者会議」とは別に、関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じる考えでおります。 ・なお、委員がマスコミからの取材を受けられるのか否かについては、委員自らの判断によるものと考えています。
	3－6	関係住民の意見を反映させる取り組みについて ・公開討論会の実施など流域住民の意見を反映させる取り組みが必要である。 ・関係住民の意見を聞いた上で、国が責任をもって決定すべき。 ・河川整備基本方針で決定した情報や、その後の検討内容などについて情報開示を徹底すべき。	・利根川流域は1都5県にわたり、流域面積も広く地域性も異なることから、流域住民の多様な意見があると認識しており、これまでできるだけ多くの皆様から幅広く丁寧にご意見を伺ってきました。 ・今後、利根川・江戸川河川整備計画の案の作成段階において、河川法第16条の2第3項に基づき関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じていきます。 ・関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じるなどの手続きを経て、河川管理者が河川整備計画を決定します。 ・利根川水系河川整備基本方針に関する資料や、その後に行った利根川の基本高水の検証などの資料については、国土交通本省や関東地方整備局のホームページに掲載しています。
	3－7	第1回～第4回有識者会議での取り組みとの連続性について ・利根川水系河川整備計画の策定作業をゼロからスタートさせるべき。 ・これまで実施してきた意見募集がどのように反映されたか説明すべき。 ・これまでの経緯を説明するとともに、策定手続きを中断していた理由を明らかにすべき。	・利根川・江戸川河川整備計画の策定にあたっては、平成20年度まで学識経験を有する者の意見を聴く場として、「利根川・江戸川有識者会議」等を開催してきました。 ・その後、検討を進めて参りましたが、平成21年度に、全国のダム事業の検証を行うこととし、ハッ場ダム建設事業についても予断を持たずに検証を行い、平成23年12月にハッ場ダム建設事業に関する対応方針を決定したところです。 ・今後、これまでにいただいた意見も参考に、今後20～30年間で目指す安全の水準(「治水対策に係る目標流量」)を設定した上で、その目標流量に対する具体的な施設計画を含む案を提示するなどの段階を経て、「利根川・江戸川河川整備計画」を決定することとしております。
	3－8	利根川水系他の河川整備計画について ・「渡良瀬川」、「鬼怒川・小貝川」、「霞ヶ浦」の河川整備計画の策定はどうか。 ・河川整備計画は水系全体で検討すべき。	・利根川水系については、1都5県にわたり流域面積が広く、河川や地域の特性に応じ多様な意見もあることから、できるだけ多くの皆様から幅広く丁寧にご意見を伺うことができるように、利根川・江戸川と渡良瀬川、鬼怒川、小貝川、霞ヶ浦、中川・綾瀬川の各支川の6つのブロックに分けて検討していくこととしております。
	3－9	基本高水の算出方法について ・総合確率法により基本高水流量を設定することは不適切である。	・利根川の基本高水のピーク流量については、確率流量(総合確率法)のみでなく、これまで様々な観点から検討等をしていきます。 ・例えば、平成23年には、流量データによる確率からの検討、雨量データによる確率からの検討、確率規模モデル降雨波形による検討等を行っています。なお、これらについては、社会資本整備審議会河川分科会(第44回)資料として公表しています。

項目	番号	いただいたご意見の概要	河川管理者の見解
その他 について	3-10	カスリーン台風における氾濫の実態について ・八斗島上流の観測3 地点より上流における氾濫の実態を示すべき。 ・第6回利根川・江戸川有識者会議資料-4Iには間違いがあり、撤回すべき。	・第5回 利根川・江戸川有識者会議(平成24年9月25日)等における大熊委員からの「昭和22年9月洪水(カスリーン台風)における氾濫の実態を明らかにして欲しい」旨のご依頼を受けて、過去に作成した資料を、第6回利根川・江戸川有識者会議(平成24年10月4日)においてお示ししました。 ・本資料は、日本学術会議土木工学・建築学委員会河川流出モデル・基本高水評価検討等分科会第9回分科会(平成23年6月8日)において補足資料として国土交通省が提出したものと同一のものです。 ・昭和22年9月洪水における利根川上流の氾濫について記載されている資料はほとんどなく、唯一入手できた地図である「昭和二十二年九月大水害の実相(群馬県 昭和22年)」の群馬県水害被害図において浸水被害に分類されている地域のみを対象とし、かつ「カスリン颱風の研究」に浸水深が記載されている市町村に限定して試算したものであり、出典や計算過程等は本資料にお示ししています。 ・なお、本資料でお示した試算結果は、利根川における新たな流出計算モデルの構築に用いておらず、治水対策に係る目標流量(案)(17,000m3/s)の算出には用いていません。
	3-11	超過洪水対策としての耐越水堤防等の対策について ・想定を超える洪水が来ても壊滅的な被害を受けないう、耐越水堤防を整備すべき。 ・スーパー堤防、首都圏氾濫区域堤防強化対策に反対。 ・超過洪水に対しては、ソフト対策も併せて実施していくべき。	・「利根川・江戸川河川整備計画」における具体的な施設計画等については、今後20～30年間で目指す安全の水準に対する「治水対策に係る目標流量」を設定した上で、今後、この目標流量に基づいて検討していくこととしています。 ・また、計画規模を上回る洪水等及び整備途上段階での施設能力以上の洪水等が発生した場合においても、自助・共助・公助の精神のもと、関係機関と連携し、住民等の生命を守ることを優先とし、被害の最小化を図るため、「利根川・江戸川河川整備計画(原案)」においては、超過洪水対策や危機管理対策、地域における防災力の向上のための方策等についても検討を行い、記載しております。 ・ご指摘にあるいわゆる「耐越水堤防」については、開発を進めることは重要だと考えています。
	3-12	利水・河川環境等についても検討すべき ・河川環境に配慮した河川整備計画について検討すべき。 ・目標流量を達成するために必要な河川整備を実施した場合、環境に対してどのような影響があるか示すべき。 ・公害防止計画との調整の内容を明確にすべき。 ・利根川水系に係る都県の水需要は減少している。 ・利根川水系における放射性物質汚染の解決に向けた、知恵だしの場とすべき。 ・環境、利水、治水を総合的に考慮して検討すべき。 ・流水の正常な機能の維持と流量の確保を図るべき。	・「利根川・江戸川河川整備計画」の策定にあたっては、「ハッ場ダム建設事業に関する対応方針(平成23年12月22日)」で「河川整備計画相当の目標流量」について改めて検証を行うこととされていることを踏まえ、河川整備計画の策定プロセスをより丁寧に進めていく観点から、まずは、今後20～30年間で目指す安全の水準について、河川管理者の考え方をお示して関係する住民、学識経験者、関係都県からの意見聴取を行ってきました。 ・「利根川・江戸川河川整備計画(原案)」においては、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項や、河川環境の整備と保全に関する事項等についても検討を行い、記載しております。 ・ご提案については、今後の検討の参考とさせていただきます。
	3-13	維持管理費の増大について ・既存施設を有効に活用すべき。 ・既存ストックの老朽化対策が重要。 ・維持管理費のコスト縮減に努めるべき。	・利根川・江戸川河川整備計画の策定にあたっては、「ハッ場ダム建設事業に関する対応方針(平成23年12月22日)」で「河川整備計画相当の目標流量」について改めて検証を行うこととされていることを踏まえ、河川整備計画の策定プロセスをより丁寧に進めていく観点から、まずは、今後20～30年間で目指す安全の水準について、河川管理者の考え方をお示して関係する住民、学識経験者、関係都県からの意見聴取を行ってきました。 ・「利根川・江戸川河川整備計画(原案)」においては、利根川・江戸川の河川特性を十分に踏まえ、計画的な維持管理を継続的に行うとともに、河川の状態を把握し、効率的な維持管理を行うよう記載しております。 ・なお、河川の維持管理を行うにあたっては、新技術の活用の可能性を検討するとともにコスト縮減に努めることとしています。

項目	番号	いただいたご意見の概要	河川管理者の見解
その他 について	3－14	具体的な施設計画（堤防強化、内水対策等）に対する意見について ・破堤による壊滅的な被害を防止するため堤防強化を整備すべき。 ・堤防は土できており、不確実性があり、また1カ所でも低い場所があれば危険である。 ・雨水浸透施設の設置、排水機場の強化が急務である。 ・最近の利根川の浸水被害は、本川からの越流はなく、ゲリラ豪雨が引き起こした内水被害であり、内水対策の実施が急務である。 ・河川整備計画の期間に何をするのかロードマップを示すべき。 ・大規模河川事業優先ではなく、喫緊の対策を優先すべき。 ・最小の費用で最大の効果があり、整備に要する期間が短い施設を整備すべき。 ・河川整備に当たっては、左右岸のバランスや、上下流の対策を総合的に取組み実施すべきである。 ・ダム以外の選択肢も必要、ダムに頼りすぎている。 ・烏・神流川流域の洪水調節施設が不足している。 ・氾濫して水没する地域は人を住ませるべきでない。 ・具体的な施設計画等を定めた河川整備計画を早期に策定し、河川整備を鋭意進めるべき。	・「利根川・江戸川河川整備計画」における具体的な施設計画等については、今後20～30年間で目指す安全の水準に対する「治水対策に係る目標流量」を設定した上で、今後、この目標流量に基づいて検討していくこととしています。 ・「利根川・江戸川河川整備計画（原案）」においては、堤防強化対策、内水対策等についても検討を行い、記載しております。 ・ご提案については、今後の検討の参考とさせていただきます。
	3－15	ハツ場ダム建設事業等ダム建設事業に対するご意見について ・ハツ場ダムの建設に反対。 ・ハツ場ダムの早期本体着工を望む。 ・ハツ場ダムの効果の説明が変わっている。 ・ハツ場ダムの検証手続きは、ダムに頼らない治水を本気でやろうとしていない。 ・ダム事業は多額の費用を要する。 ・最大有効手段がダムであればダムは必要。 ・ダムの効果は降雨パターンに左右され、その効果は限定的。 ・ダムの整備（湛水）により地すべりや岩盤崩壊のリスクがある。 ・ダムは水の自然な流れを歪め流域を通じて環境を破壊。 ・ハツ場ダムは堆砂対策が全く考慮されていない。 ・河川の他の箇所を新たに手を加えるよりも、ハツ場ダムを実施するほうが環境への負荷が少ない。	・ハツ場ダム建設事業については、平成22年9月に検証を開始し、「予断を持たずに行う」という基本姿勢の下で、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」の「中間とりまとめ」に沿って、透明性を確保しながら、1年余りの期間をかけて検証に係る検討を行いました。 ・その結果に対して「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」のご意見を聴いた上で、利根川流域の持つ高い災害リスク、ハツ場ダムの即効性と効果の大きさ、一都五県知事のご意見等を考慮して、平成23年12月に「事業継続」と決定したものです。 ・「利根川・江戸川河川整備計画」については、このような経緯を踏まえるとともに、河川法に定められた必要な手続きを経て、策定していくこととしております。